

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 日常生活動作事項（第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目をいう。）のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 2 問題行動（第2表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目をいう。）のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

第1表（日常生活動作）

態 様 事 項	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩 行	・ 杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	・ 付添いが手や肩を貸せば歩ける。	・ 歩行不可能
ロ 排 泄	・ 自分で昼夜とも便所のできる。 ・ 自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。	・ 介助があれば簡易便器でできる。 ・ 夜間はおむつを使用している。	・ 常時おむつを使用している。
ハ 食 事	・ スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	・ スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	・ 臥床のままで食べさせなければ食事ができない。
ニ 入 浴	・ 自分で入浴でき、洗える。	・ 自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する。 ・ 浴槽の出入りに介助を要する。	・ 自分でできないので全て介助しなければならない。 ・ 特殊浴槽を使っている。 ・ 清拭を行っている。
ホ 着脱衣	・ 自分で着脱できる。	・ 手を貸せば、着脱できる。	・ 自分でできないので全て介助しなければならない。

第2表（問題行動）

程 度 行 動	軽 度	中 度	重 度
イ 攻撃的行為	攻撃的な言動を吐く	乱暴なふるまいを行う	人に暴力をふるう
ロ 自傷行為	自分の衣服を裂く、破く	自分の体を傷つける	自殺を図る
ハ 火の扱い	火の不始末をすることがある	火の不始末が時々ある	火を常にもてあそぶ
ニ 徘徊	ときどき部屋内でうろうろする	家中をあてもなく歩きまわる	屋外をあてもなく歩きまわる
ホ 不穏興奮	ときには興奮し騒ぎたてる	しばしば興奮し騒ぎたてる	いつも興奮している
ヘ 不潔行為	衣服等を汚す	場所をかまわず放尿、排便をする	糞尿をもてあそぶ
ト 失 禁	誘導すれば自分でトイレに行く	時々失禁する	常に失禁する